

東大阪市

再生資源集団回収手引き



環境部 循環社会推進課

【令和5年6月】

【問合せ先】

環境部 循環社会推進課

〒577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL:06-4309-3199

FAX:06-4309-3829

もくじ

1. はじめに
2. 再生資源集団回収奨励金制度について……………1ページ
3. 集団回収の進め方……………2ページ
4. 各種書類説明(記入例)…………… 4ページ
5. 東大阪市再生資源集団回収業者名簿一覧……………12ページ
6. 再生資源集団回収奨励金交付要綱……………14ページ
7. 雑がみ図鑑……………17ページ

はじめに

みなさん、家庭から出る古紙類(新聞・雑誌類・ダンボール)や古布(古着)類はどのように処分していますか。家庭ごみや、大型ごみとして捨てている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

古紙類などを「ごみ」として捨てるのはとてももったいないことです。これらはリサイクルできる大切な「資源」であることをご存知でしょうか。

東大阪市では、地域団体のごみ減量の取組みである、古紙類のリサイクルを支援するために、平成3年から、再生資源集団回収奨励金制度を実施しています。これは、ごみの減量と資源の有効利用を図ることを目的に集団回収を行う、自治会や子供会などの団体に対して、奨励金を交付する制度です。

集団回収に取り組むことは、ごみの減量はもちろんのこと、地域のコミュニケーションを図ることもでき、奨励金は団体の活動資金として活用できます。

限りある資源を守るためにも、みなさんの積極的な取組みをお願いします。



再生資源集団回収奨励金制度について

対象団体となる団体は？

市内の子供会・自治会・婦人会・老人会など、営利を目的としない、20世帯以上で構成されている地域住民団体。

※事業所・商店などの団体は対象外。

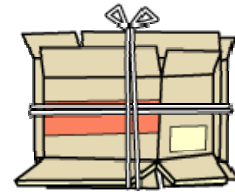
奨励金の対象となる品目は？



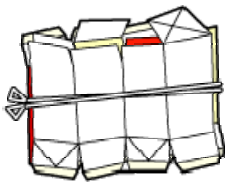
新聞



雑誌類



ダンボール



紙パック



古布(古着)



アルミ缶



リターナブルびん

奨励金額は？

対象品目	奨励金額
新聞	1キログラムにつき5円
雑誌類	
ダンボール	
古布(古着)	
紙パック	
アルミ缶	1キログラムにつき4円
リターナブルびん	

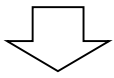
集団回収を始めるには、事前に団体登録が必要です。
団体登録の方法は次のページをご覧ください。

集団回収の進め方



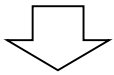
登録手続き

相談 (話し合い)



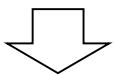
集団回収を実施しようとする団体(子供会、自治会等)で実施方法や奨励金の活用方法について、話し合いをします。役割分担をはっきりと決め、回覧板、チラシ、掲示板などを利用し、多くの人の参加を呼びかけてください。

収集日・集積場所の決定



収集日と集積場所を決めます。
「毎月〇日」「第〇曜日」のように定例化すると覚えやすいようです。

業者選定



業者を選定します。業者は自由に選定してください。東大阪市再生資源集団回収業者名簿一覧(手引き12ページ~)に掲載されていない業者でも結構です。

業者と回収日・集積場所等について打ち合わせを行います。

選定されれば

「東大阪市再生資源集団回収業者申請書」(様式第6)

を業者に記入してもらいます。

登録申請

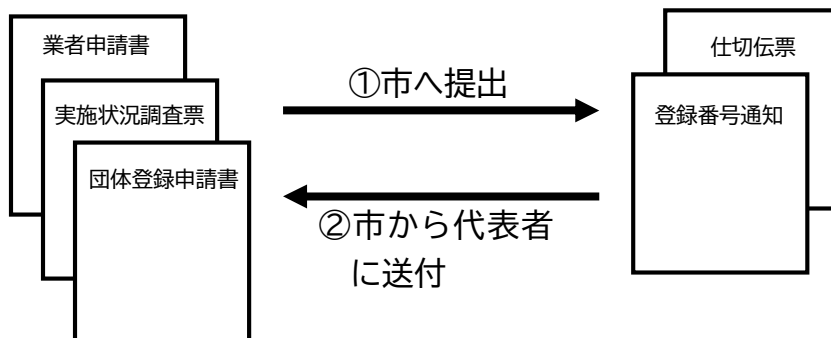
「東大阪市再生資源集団回収実施団体登録申請書」(様式第1)、

「集団回収実施状況調査票」、

業者が記入した「東大阪市再生資源集団回収業者申請書」(様式第6)

を市に提出して実施団体の登録をします。

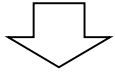
後日、市から登録番号が通知されます。その際、「東大阪市再生資源集団回収仕切伝票」(様式第4)もお渡しします。



これで登録は完了です。
次は実施～申請の手続き

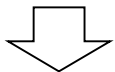
実施～申請手続き

検量



団体登録が完了したら、集団回収を実施します。
集まった再生資源(新聞・雑誌類・ダンボール・古布(古着)・紙パック・アルミ缶・リターナブルびん)を回収業者に検量してもらい、「**東大阪市再生資源集団回収仕切伝票**」(様式第4)を記入してもらいます。
この仕切伝票は、奨励金を請求する際に必要ですので、大切に保管しておいてください。

交付申請



【申請時期】
上期(1月から6月までの実施分) → 7月末まで
下期(7月から12月までの実施分) → 1月末まで

年2回です

【提出書類】

- ・東大阪市再生資源集団回収奨励金交付申請書(様式第2)
- ・集団回収事業実施内訳明細書(様式第3)
- ・再生資源集団回収仕切伝票(市提出用)(様式第4)

代表者、回収品目等変更があった場合

- ・東大阪市再生資源集団回収実施団体登録変更届(様式第5)
- ・集団回収実施状況調査票

回収業者に変更があった場合

- ・東大阪市再生資源集団回収実施団体登録変更届(様式第5)
- ・東大阪市再生資源集団回収業者申請書(様式第6)

奨励金の交付

市が請求内容を審査、確認の上、届け出の口座に振り込みます。手続きには約1ヶ月かかります。

※奨励金交付申請に必要な書類は、上記申請時期が近づきましたら代表者もしくは申請担当者へ送付します。

また、循環社会推進課のホームページからもダウンロードしていただけます。

※各申請書の記入の仕方は、次のページの記入例をご覧ください。

東大阪市再生資源集団回収実施団体登録申請書

令和 年 月 日

(宛先)東大阪市長

実施団体名 東大阪子ども会

代表者住所 東大阪市荒本1-〇-〇

現在の代表者の住所・氏名・電話番号
を記入してください。

氏名 循環 太郎

電話番号 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱第3条の規定により、次のとおり再生資源 集団回収実施団体の登録を申請します。

実施地域	住所:東大阪市荒本1丁目付近 校区名(東大阪校区) 自治会名(東大阪自治会)	
実施世帯数	<p>集団回収を実施している地域の小学校区と自治会名を記入してください。</p>	
回収予定回数	年 12 回(月 1 回実施予定)	
回収予定日	毎月第 3日 曜日、その他()	
回収品目	<p>1.新聞 2.雑誌類 3.ダンボール 4.古布(古着) 5.缶 6.ペットボトル 7.リターナブルびん</p>	
代表者以外に書類の送付を希望する場合 記入してください。	<p>〇×商店 TEL 〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇</p>	
書類等送付先 (代表者以外の場合のみ)	<p>担当者名: 住所: <p>複数ある場合は全て記入してください。</p> </p>	
備考		

※ 添付書類 集団回収実施団体の会則又は役員構成・組織図、又はこれに類する書類

(注)登録申請の際は、以下の書類も必要となります。
・東大阪市再生資源集団回収業者申請書(様式第6)
・集団回収実施状況調査票

営利を目的としない地域住民団体として、活動していることが確認できる書類

記入例

東大阪市再生資源集団回収業者申請書

令和 年 月 日

(宛先)東大阪市長

回収業者の代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

業者名 ○×商店
 代表者住所 東大阪市荒本南1-〇-1
 代表者氏名 ○× 三郎
 電話番号 ××(〇〇〇)〇〇〇

下記のとおり再生資源集団回収業者の申請をいたします。

記

従業員数		10人
車両保有台数		3台
今回実施回収団体名	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;"> 今回団体登録を行う団体名を記入してください。 団体登録番号は、登録受付後、市で記入します。 </div> 東大阪子ども会 ※(団体登録番号 -)	
回収品目 <small>(該当品目を○で囲む)</small>	1.新聞 2.雑誌類 3.ダンボール 4.古布(古着) 5.紙パック 6.アルミ缶 7.リターナルびん	
回収後の搬入先 <small>(再生事業者の住所・氏名など)</small>	<input type="checkbox"/> 紙業 東大阪市荒本東〇〇-△△ 〇〇〇(□□)〇〇〇	
市内既実施回収団体名	団体登録番号 - 団体名: 2-〇〇〇 東大阪自治会 1-〇〇〇 大阪東子ども会	

今回、登録する団体以外で、東大阪市内で回収している団体を記入してください。

※登録内容に変更がない場合は提出不要です。

集団回収実施状況調査票

令和 5 年 6 月 1 日

変更項目

変更がある項目の横の に を入れてください。

<input type="checkbox"/>	実施団体名	〇〇子ども会	集団回収実施地域を記入してください。 (町名など、詳しく記入してください。)
<input type="checkbox"/>	実施区域 (町名・マンション名)	〇〇町2丁目、3丁目、 〇〇マンション など	
<input type="checkbox"/>	回収品目 (※変更があった場合は別紙「変更届」提出のこと)	①.新聞 ②.雑誌類 ③.段ボール 4.古布(古着) 5.紙パック 6.アルミ缶 7.リターナブルびん	
<input type="checkbox"/>	回収日時 (※変更があった場合は別紙「変更届」提出のこと)	毎月 第 1 日 曜日 午前 9 時 00 分 までに排出 その他(10月は秋祭りのため翌週に変更)	
<input type="checkbox"/>	注意事項 (いずれかに○)	雨天時等…(小雨決行 ・ 翌週へ延期 ・ 中止) 祝日、年末年始等…(変更なし・ 1月は12月4週目へ変更・中止)	
<input type="checkbox"/>	排出場所	①.指定の回収場所に排出 2. マンションなど集合住宅のごみ・資源回収場所に排出 3. 各家庭の前に排出 4. 常設する古紙回収庫や回収ボックスなどに排出 5. その他() ※ 裏面に回収場所や回収区域の範囲が分かる地図や、説明書きを記入いただくか、別途、地図を添付ください。	
<input type="checkbox"/>	回収活動の周知方法 ※ 複数回答可	1. 回覧板 ②.地域の掲示板など ③.チラシ等の配布 4. 町内放送 5. 周知はしていない 6. その他()	
<input type="checkbox"/>	情報提供 ※ 古紙類の排出日時や場所について市役所に問合せがあった場合は本調査票の記載内容をご案内しており一部情報はウェブサイトで公開しています。	※ 問合せへの案内、ウェブでの情報提供を不可とする場合のみ、下記にチェック(☑)を付け理由をお聞かせください。 (案内、情報提供が可能である場合は空白で結構です。)	
		<input type="checkbox"/> 問合せへの案内を不可とする。	【不可とする理由】 ! 情報提供を不可とする場合のみ記入!
		<input type="checkbox"/> ウェブサイトでの情報提供を不可とする。	【不可とする理由】 ! 情報提供を不可とする場合のみ記入!

現在、東大阪市では、470以上の集団回収団体が活動しており、多数の団体から情報提供に同意をいただいております。つきましては、可能な限り、情報公開について、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、代表者(担当者)様の個人情報を公開することはありません。

裏面へ

集団回収奨励金の交付申請手続き等の担当者（該当する方の口にチェックしてください。）

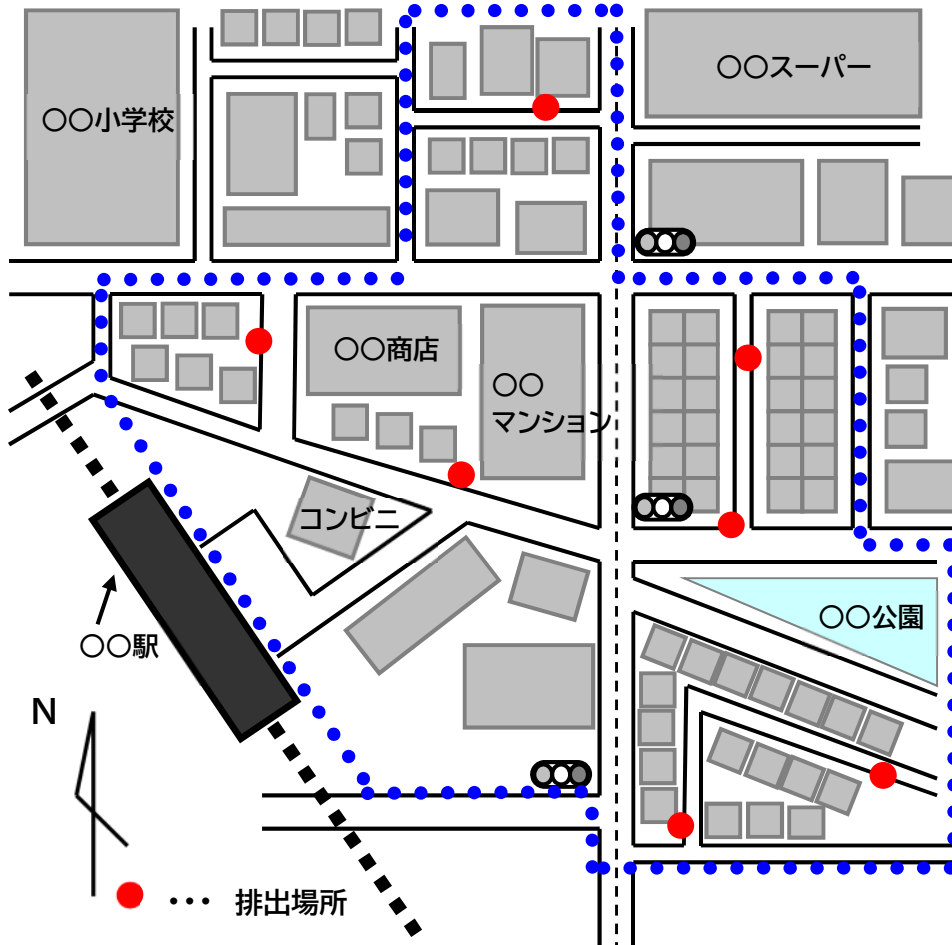
（変更があった場合は別紙「変更届」についても提出のこと）

変更項目	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 代表者が行う	<input checked="" type="checkbox"/> 代表者以外（会計などの担当者）が行う
	<input type="checkbox"/>	代表者(担当者)氏名	循環 太郎 (会計)
	<input type="checkbox"/>	代表者(担当者)住所	東大阪市荒本北1-1-1
	<input type="checkbox"/>	代表者(担当者)電話番号	06-4309-3199
<input type="checkbox"/>	申請書類等の送付先 ※「建物名、部屋番号」または「〇〇管理事務所」等まで記入してください。	1. 代表者へ 2. 上記担当者へ 3. その他送付先 住所： ご担当：	

ご指定の住所にあてて、申請書類や連絡通知を発送いたします。

【 排出場所・回収場所 】 (いずれかに○)

A. 以下に記入 B. 別に地図を添付 C. 過去に提出済み ※可能な限り地図を記載、添付してください。



※ 回収場所や回収地域の範囲が分かる地図や、説明書きを記入いただくか、別途、地図を添付ください。

※ 地図を作成、または、添付される際、自治会地図等が必要な場合は、循環社会推進課までお問い合わせください。

環境部 循環社会推進課
 TEL 06-4309-3199
 FAX 06-4309-3829

集団回収事業実施内訳明細書

(宛先)東 大 阪 市 長

団体登録申請書と同じ団体名、市から発行された登録番号を記入してください。

実施団体名 東大阪子ども会
 市登録番号 1-0000
 代表者住所 東大阪市荒本1-0-0

現在の代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

氏名 循環 太郎
 電話番号 000(000)0000



捨印

代表者の印鑑を押印。捨印も押してください。



集団回収事業実施内訳書は次のとおりです。

品目 実施日	新聞	雑誌類	ダンボール	古布 (古着)	紙パック	アルミ缶	リターナブルびん	合計
/								kg
/								kg
/								kg
/								kg
/								kg
/								kg
/								kg
/								kg
/								kg
/								kg
/								kg
/								kg
/								kg
合計	A kg	B kg	C kg	D kg	E kg	F kg	G kg	kg

雑誌と雑がみは、合わせてこちらへ記入してください。

仕切伝票(様式第4)の実施日ごとに記入してください。

各品目の合計、およびすべての合計を交付申請書(様式第2)に記入してください。

記入例

3枚複写のうち、(団体控)を保管し、
(市提出用)を申請書、内訳明細書とともに提出してください

(団体控)、(市提出用)、(業者控)の
3種類あります

様式第4 (第5条関係)

東大阪市再生資源 集団回収仕切伝票 (市提出用)

回収日ごとに記入されているか確認

(団体名) 令和 4年 〇月 ××日回収

東大阪子ども会 様

(登録番号) 1 - 〇〇〇

(業者名) 東大阪〇×センター

(住所) 東大阪荒本北〇-〇-〇

(電話) 06-〇〇〇〇-〇〇〇〇

雑誌と雑がみ

品目	数量	業者の買取り単価 【参考】
新聞	4,000 kg	円/kg
雑誌類	1,500 kg	円/kg
ダンボール	2,500 kg	円/kg
古布(古着)	1,000 kg	円/kg
紙パック	150 kg	円/kg
アルミ缶	1,500 kg	円/kg
リターナブルびん	200 kg	円/kg
	kg	
合計	10,850 kg	

訂正はできません。
誤って記入した場合には、書き直してください。

※この伝票は東大阪市内の集団回収以外には使用できません。

(注意事項)

- カーボン紙を使用していますので(3枚綴り)、下敷きを入れて、ボールペンで強く記入してください。
- 回収日ごとに記入してください。
- 訂正はできません。誤って記入した場合は書き直してください。

この伝票は東大阪市へ奨励金を申請するときまで大切に保管してください。

(市提出用)

東大阪市再生資源集団回収実施団体登録変更届

令和 年 月 日

(宛先)東大阪市長

団体登録申請書と同じ団体名、市から発行された登録番号を記入してください。

代表者が変わる場合は、新しい代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

実施団体名 東大阪子ども会
 登録番号 1-000
 代表者住所 東大阪市荒本1-0-0

変更事項のみ記入し、該当しない項目は空けておいてください。

氏名 循環 太郎
 電話番号 000(000)0000

東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱第7条の規定により、次

代表者が変わる場合は、新代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

代表者が変わる場合は、旧代表者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

	変更前	変更後
代表者	氏名: 社会 次郎 住所: 荒本2-0-0 電話番号: (00)0000-00	氏名: 循環 太郎 住所: 荒本1-0-0 電話番号: (00)0000-00
書類送付等担当者 <small>(代表者以外の場合のみ)</small>	氏名: 東大阪 三郎 住所: 荒本2-0-0 電話番号: (00)0000	氏名: 推進 花子 住所: 荒本1-0-0 電話番号: (00)0000
実施世帯数	年	年
回収回数	年	年
回収日	毎月第 曜日、その他()	毎月第 曜日、その他()
回収品目 <small>(該当品目を○で囲む)</small>	1. 新聞 2. 雑誌類 3. ダンボール 4. 古布(古着) 5. 紙パック 6. アルミ缶 7. リターナブルびん	1. 新聞 2. 雑誌類 3. ダンボール 4. 古布(古着) 5. 紙パック 6. アルミ缶 7. リターナブルびん
(回収業者) <small>(該当品目を○で囲む)</small> 業者名	古紙類等・アルミ缶・リターナブルびん	古紙類等・アルミ缶・リターナブルびん (※2)
備考		

担当者が変わる場合は、旧担当者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

担当者が変わる場合は、新担当者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

回収業者が変わる場合は、別紙「業者申請書」を添付してください。

※ 1 変更事項のみについてご記入ください。
 ※ 2 業者を変更、追加される場合は別添「東大阪市再生資源集団回収業者申

(注)「集団回収実施状況調査票」も必要です。

東大阪市再生資源集団回収業者名簿一覧

令和5年5月現在

登録 番号	会社名	所在地	連絡先	回収品目								回収可能地域
				新聞	雑誌類		ダンボール	古布	紙パック	アルミ缶	リターナルびん	
					雑誌	雑がみ						
1	旭進紙業 株式会社 東大阪営業所	東大阪市布市町3丁目1番38号	072-987-3318	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
2	大阪紙業 株式会社 東大阪営業所	東大阪市渋川町1丁目15番21号	06-6725-0561	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
3	北本紙業株式会社	東大阪市池島町2丁目2番18号	072-986-3991	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
4	前田紙業株式会社	東大阪市新上小阪10番2号	06-6722-5051	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
5	共和紙料 株式会社 長田営業所	東大阪市長田中5丁目2番8号	06-6745-2351	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
6	まるせ商会	大阪市生野区中川3丁目6番19号	090-6918-0834	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
7	大和紙料 株式会社 東大阪事業所	東大阪市古箕輪1丁目18番6号	072-962-3255	○	○	○	○	○	○			東大阪市全域
8	大本紙料 株式会社 東大阪工場	東大阪市加納5丁目10番28号	072-806-1567	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
9	長進商会	東大阪市新池島町1丁目15番8号	072-988-2407	○	○	○	○	○	○	○		
10	旭紙業	東大阪市渋川町4丁目2番2号	06-6736-2871	○	○	○	○		○			東大阪市全域
11	株式会社 ヌタカ 東大阪事業所	東大阪市渋川町3丁目5番20号	06-6728-7288							○		東大阪市全域
12	TOP資源株式会社	大阪市鶴見区今津北4丁目12番8号	06-6969-6919	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
13	株式会社 岡本商店	大阪市東成区中本2丁目4番2号	090-2195-1441	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
14	みどりや	大阪市平野区长吉長原1丁目5番19号	090-3996-9130	○	○	○	○	○		○		東大阪市全域
15	新光資業株式会社	大阪市平野区长吉出戸3丁目1番66号	06-6799-2340	○	○	○	○	○		○		東大阪市全域

東大阪市再生資源集団回収業者名簿一覧

令和5年5月現在

登録 番号	会社名	所在地	連絡先	回収品目								回収可能地域
				新聞	雑誌類		ダンボール	古布	紙パック	アルミ缶	リターナルび ん	
					雑誌	雑がみ						
16	寿産業	大阪市生野区中川西2丁目2番30号	06-6715-0186	○	○	○	○	○	○			
17	成屋	大阪市東成区大今里西1丁目14番11号	06-6976-0545	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
18	大薫株式会社	八尾市楽音寺1丁目14番地	072-941-8661	○	○	○	○					東大阪市全域
19	實守紙業株式会社	八尾市竹湊東2丁目119番地	06-6708-1122	○	○		○	○	○	○		
20	伊井商店	八尾市泉町1丁目90番4号	072-922-5249	○	○		○	○		○		
21	株式会社松本光春商店	八尾市美園町4丁目1番2号	072-922-5341	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
22	大東紙業	大東市平野屋2丁目9番3号	072-875-4006	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
23	有限会社 谷山商店 四條畷営業所	四條畷市葎屋新町7番11号	072-879-1152	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
24	やまもと商店	松原市西大塚1丁目9番23号	072-336-7367	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
25	堀口商店	藤井寺市藤ヶ丘3丁目10番3号	080-1408-9665	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
26	丸石グループ	守口市佐太中町3丁目10番10号	06-6905-9160	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
27	株式会社西本	枚方市出屋敷西町1丁目25番15号	072-847-0002	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
28	株式会社光紙業	摂津市烏飼本町3丁目5番13号	072-654-6732	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域
29	旭宝資源株式会社	摂津市烏飼本町3丁目5番13号	072-654-1861	○	○	○	○	○	○	○		東大阪市全域

東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活に伴って排出される廃棄物の中から再生可能な資源(新聞・雑誌等)の集団回収を自主的に行う地域住民団体に対して奨励金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図ると共に、ごみ問題の意識向上を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 奨励金の交付対象となる団体(以下「交付対象団体」という。)は、本市内の構成世帯数がおおよそ20世帯以上の地域の活動を行う自治会、その他の営利を目的としない地域住民団体とし、事業所、商店などの団体については対象としないものとする。

(団体の登録申請)

第3条 奨励金の交付を受けようとする交付対象団体(以下「申請団体」という。)は、「東大阪市再生資源集団回収実施団体登録申請書」(様式第1)により、あらかじめ市長に申請して登録を受けなければならない。

2 市長は、申請団体が1年以上継続して奨励金の交付申請をしないときは、その登録を取り消すことができる。

3 市長は、申請団体にこの要綱の目的にふさわしくない行いがあつたと認められるときは、その登録を取り消すことができる。

(対象品目及び奨励金)

第4条 奨励金の交付対象とする再生資源の対象品目と奨励金は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第5条 申請団体が奨励金の交付を受けようとするときは、「東大阪市再生資源集団回収奨励金交付申請書」(様式第2)を別表第2の期間区分に従い、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 集団回収事業実施内訳明細書(様式第3)

(2) 再生資源集団回収仕切伝票(様式第4)

3 年度途中で登録を受けた団体は、登録日以降の実施分について申請できるものとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査し奨励金を交付することが適当であると認めるときは、当該団体に奨励金を交付する。

(届け出義務)

第7条 申請団体は、団体名、代表者等を変更したときは、速やかに「東大阪市再生資源集団回収実施団体登録変更届」(様式第5)により市長に届け出なければならない。

2 回収業者を新たに登録又は変更する場合は前項に規定する変更届に「東大阪市再生資源集団回収業者申請書」(様式第6)を添付しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 奨励金の申請に不正があったとき。
- (2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(再生資源集団回収推進協議会)

第9条 再生資源集団回収をより一層推進拡大するとともに、各種啓発事業を実施するため、再生資源集団回収推進協議会を設置することができる。

2 再生資源集団回収推進協議会は、登録団体、再生資源回収業者、行政機関等で構成する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年8月15日から施行し、平成3年10月1日分から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

2 改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱別表第2については、平成4年10月1日から適用する。

3 平成4年における集団回収の実施時期に限り、別表第2中「7月から12月」とあるのは、「10月から12月」とする。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

2 改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、平成8年1月以後に実施された集団回収に対する奨励金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、平成12年1月以降に実施された集団回収に対する奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

2 改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱の規定は、平成20年7月以降に実施された集団回収に対する奨励金から適用する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に東大阪市紙パック回収奨励金交付要綱第3条に規定する登録を受けた申請団体は、改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱第3条に規定する登録を受けたものとみなす。

4 改正前の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱及び東大阪市紙パック回収奨励金交付要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、改正後の東大阪市再生資源集団回収奨励金交付要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

(東大阪市紙パック回収奨励金交付要綱の廃止)

5 東大阪市紙パック回収奨励金交付要綱(平成9年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月2日から施行する。

2 この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

2 この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月6日から施行する。

2 この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この要綱による改正後のそれぞれの要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表1

対象品目	奨励金額
新聞	1キログラムにつき5円
雑誌類	
ダンボール	
古布(古着)	
紙パック	
アルミ缶	1キログラムにつき4円
リターナブルびん	

別表 2

期別	集団回収の実施時期	申請期限
上半期	1月から6月まで	7月末日
下半期	7月から12月まで	翌年1月末日

ざつ 雑がみ って何？



雑がみ 図鑑

「雑がみ」には様々なものがあります。雑がみの特徴を知って、正しくリサイクルしましょう。
※禁忌品の定義は、古紙回収業者によって異なりますので、詳しくは契約先の業者にご相談ください。

<p>【ティッシュペーパーの箱】 素材：厚紙</p> <p>取り出し口のプラは外してね</p>	<p>【封筒】</p> <p>プラスチックの窓は外してね</p>	<p>【たばこの箱】 素材：厚紙</p> <p>内側の銀紙はダメ</p>	<p>【食品などの箱】 素材：厚紙</p>
<p>【紙芯】 素材：厚紙</p>	<p>【カレンダー】</p> <p>金具やプラスチックは外してね</p>	<p>【果物などの緩衝材】 素材：バルブフォームド</p>	<p>【紙製ファイル】 素材：厚紙</p> <p>留め具は外してね</p>
<p>【メモ用紙】</p>	<p>【付箋】</p>	<p>【はがき】</p>	<p>【紙袋】</p> <p>紙以外のひもは外してね</p>
<p>【シュレッダーくず】</p>	<p>【OA用紙】</p>	<p>【コピー用紙の包装】</p>	<p>【禁忌品 って何？】</p>
<p>【シート】 素材：感熱紙</p> <p>感熱紙はダメ</p>	<p>【石けんや洗剤の箱】 素材：おおいのついた紙</p> <p>においがついてる紙はすべてダメ</p>	<p>【カップめんの容器】 素材：特殊加工紙（紙製）</p> <p>カップ麺 内側が防水加工されているのでダメ</p>	<p>これらが「雑がみ」に混じると再生する際に支障がありますので『家庭ごみ(燃えるごみ)』として処分しよう。</p>
<p>【油のついた紙】 素材：特殊加工紙</p> <p>防水加工されているのでダメ</p>	<p>【汚れた紙】</p> <p>汚れたものや水に溶けにくいのでダメ</p>	<p>【ヨーグルトの紙容器】 素材：特殊加工紙</p> <p>ヨーグルト 内側が防水加工されているのでダメ</p>	<p>【汚れた紙】 素材：アルミ蒸着の紙</p> <p>内側がアルミ加工されているのでダメ</p>
<p>【紙コップ】 素材：ロウ紙</p> <p>内側が防水加工されているのでダメ</p>	<p>【インクジェット紙】 素材：特殊加工紙</p> <p>インクジェット紙はダメ</p>	<p>【複写伝票】 素材：カーボン紙</p> <p>カーボン紙はダメ</p>	<p>【写真用紙】 素材：特殊加工紙</p> <p>写真用紙はダメ</p>
			<p>【駐車券・きこ紙】 素材：特殊加工紙</p> <p>裏に磁気がある紙はダメ</p>